

Vol.2 No.12 2006年6月

食品衛生法改正

『ポジティブリスト制度導入』

(厚生労働省)

食品衛生法が改正され、平成18年5月29日からポジティブリスト制度が施行されます。

今までの食品衛生法と何が変わったのか、を取り上げます。

ポジティブリストって何?

『ポジティブリスト』と言う、聞き慣れない言葉を食品関連業界で耳にするようになりました。

ポジティブリストとは何か。

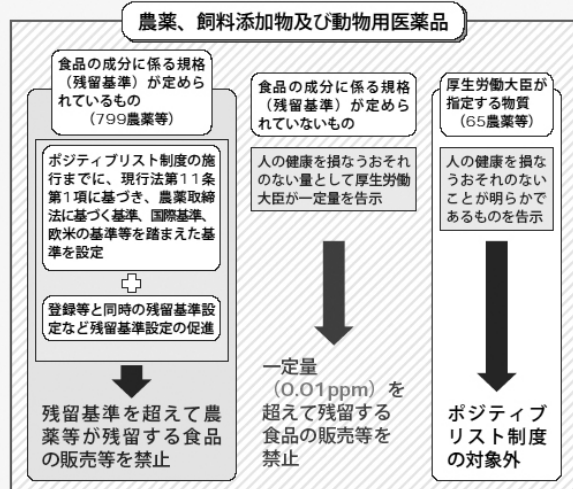
従来までの残留農薬の規制は、いわゆる『ネガティブリスト』に当たります。これは、何も規制が無い状態から、『これはダメ!あれもダメ!』と言うように残留を規制する農薬をリスト化したものです。

一方、『ポジティブリスト』は原則に制限(一律基準値 0.01ppm)を設定し、『これは入っていてもOK!あれはチョットだけならいいかな?』のように残留を認める農薬をリスト化した制度です。

何が大きく変わったのか。以前の食品衛生法では、基準に無いものが食品中に残留していても、食品衛生法に触れることはありませんでした。言い換えれば、その食品に基準が設定されていない化学物質が含有していても法律上問題が無かったわけです。これまでは、社会的責任から基準に無いような農薬が検出した場合、回収したという事例が多くありました。

このポジティブリスト制度の導入とともに、一律基準値(0.01ppm)が新たに設定されたので、基準に無い人に有害な化学物質を含む食品を『**生産・製造・流通・販売**』することが原則禁止されます。

【ポジティブリスト制度】……平成18年5月29日施行



この制度の施行に伴い、従来以上の残留農薬項目を一斉に分析するため、食品の残留農薬物質等の分析方法も新しくなりました。

当社では、環境・飲料水中の農薬、従来の食品衛生法での数多くの農薬分析の経験を元に、新しい『**ポジティブリスト制度に対応した一斉分析方法**』を確立しました。食品に係わる安全・安心の検査などでお役に立てれば幸いです。

環境科学センター 水環境部 柿沼範洋(農学博士)

～編集後記～

今年になって相次いで家電製品を規制する法律が施行されました。私は趣味でパソコン等をいじったりするのですが、秋葉原の電気街などで、中古の部品や機器が店頭から消えていくのでは?との心配が…。環境に配慮したりリサイクルや使用の安全を考えれば、当然なのでしょうけれど…。PSE法で一部の電子レンジやアンプ等のビシター、楽器について、その売買が出来るように特別措置がとられるようです。また、金属等の環境汚染物質を含む家電製品などが安全にリサイクルされるように**含有マーク**の表示も義務付けられることになりました…。

消費者としても色々なマークを見て確認しなければ賢い買い物が出来ない時代となりました。



業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント)
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水処理・用水処理・各種メンテナンス)
 水処理薬品部門(ホーライン・空調・化学洗浄関連薬品他)
 環境保全機器部門(滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム ISO14001の認証取得事業所です

環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2000の認証取得事業所です